

副本

令和5年(行ウ)第181号 国籍確認請求事件

原告 [Redacted]

被告 国

準備書面(1)

令和5年9月15日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人 稲 玉 社  
岡 田 裕 一  
横 山 智 宏  
大 村 陽 美  
田 中 貴 大

第1	請求原因事実等の認否及び反論	3
第2	本件訴訟に至る経緯	10
1	特別養子縁組	10
2	イギリス国籍の取得	11
第3	被告の主張等	11
1	国籍法11条1項の立法目的が合理性を有すること等について	11
2	国籍法11条1項が憲法10条に反し違憲であるとの原告の主張は理由がないこと	23
3	国籍法11条1項は憲法22条2項に反し違憲であるとの原告の主張は理由がないこと	25
4	国籍法11条1項は憲法14条1項に反して違憲であるとの原告の主張は理由がないこと	28
5	未成年者がその法定代理人の行為により外国籍を取得した場合に国籍法11条1項の適用がないとの原告の主張は理由がないこと	32
6	原告養親が外国籍を取得する意思を有していなかったことを理由として原告に国籍法11条1項は適用されないとの原告の主張は理由がないこと	34
7	原告のその余の主張も理由がないこと	35
8	結論	38

## 第1 請求原因事実等の認否及び反論

- 1 「第1 事案の概要と論点」について(訴状・9ないし11ページ)
  - (1) 「1 事案の概要」について  
原告による事案等の整理であり、認否の限りでない。
  - (2) 「2 当事者」  
認める。
  - (3) 「3 本件の争点」について  
争う。
  - (4) 「4 「複数国籍の防止解消」という国籍法の立法政策に対する原告の考え方」について  
原告の意見ないし考え方であり、認否の限りでない。
- 2 「第2 関連する法令」について(訴状・11ないし12ページ)  
認否の限りでない。
- 3 「第3 事実関係」について(訴状・12ないし15ページ)
  - (1) 「1」について  
認める。
  - (2) 「2」について  
第一段落については不知。第二段落については認める。
  - (3) 「3」について  
第一文について認め、その余は不知。
  - (4) 「4」について  
第一段落については不知。第二段落については否認する。
  - (5) 「5」について  
不知。
  - (6) 「6」について  
第一段落及び第二段落については不知。第三段落については否認する。

## 4 「第4 国籍法11条1項の解釈」について(訴状・15ないし25ページ)

## (1) 「1 「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の要件の解釈」について

ア 「(1) 「自己の志望によって外国の国籍を取得した」の意義、当然取得との区別」について

おおむね認める。

イ 「(2) 志望取得と当然取得の本質的な差異(区別の本質的意味)」について

(ア) 「ア」及び「イ」について

認める。

(イ) 「ウ」について

争う。

(ウ) 「エ」について

第一段落については争い、第二段落については認否の限りでない。

ウ 「(3) 「志望取得か否か」の判断の困難性ないし恣意性」について

(ア) 「ア」から「カ」までについて

原告が指摘する外国法の規定があること並びに原告が指摘する資料に原告が引用及び主張する内容の記載があることは認め、その余は認否の限りでない。

(イ) 「キ」について

争う。

## (2) 「2 法11条1項の効果」について

ア 「(1) 効果のまとめ」について

認める。

イ 「(2) 外国国籍取得の意思と国籍喪失の効果との関係」について

(ア) 「ア」について

原告が指摘する資料に原告が引用する内容の記載があることは認め、

その余は認否の限りでない。

(イ) 「イ」から「カ」までについて

争う。

(ウ) 「キ」について

原告が指摘する資料に原告が引用する内容の記載があることは認める。

(エ) 「ク」について

第一文については争い、第二文については認否の限りでない。

(3) 「3 法定代理人による未成年者の外国国籍の志望取得と法11条1項の適用」について

柱書きについては認否の限りでなく、「(1)」については認め、その余は認否の限りでない。

5 「第5 法11条1項の立法目的「国籍変更の自由の保障」の検討」について  
(訴状・26ないし35ページ)

(1) 「1 はじめに」について

認否の限りでない。

(2) 「2 「国籍変更の自由の保障」という立法目的の意義」について

ア 「(1)」について

争う。

イ 「(2)」について

「ア」については認める。「イ」及び「ウ」については原告が指摘する資料に原告が引用及び主張する内容の記載があることは認め、その余は認否の限りでない。

ウ 「(3)」について

原告が指摘する資料に原告が引用する内容の記載があることは認め、その余は認否の限りでない。

- (3) 「3 「国籍変更の自由の保障」という立法目的の射程範囲について」について  
て  
争う。
- (4) 「4 「国籍変更の自由の保障」と「複数国籍の発生防止」が密接に関連する、  
との主張について」について  
争う。
- (5) 「5 「国籍変更の自由の保障」を実現するための代替制度の存在」について  
「(1)」については争い、「(2)」から「(4)」までについては認否の限りでない。
- 6 「第6 我が国の国籍法における立法政策である「複数国籍の防止解消」の具  
体的内容」について(訴状・35ないし61ページ)
- (1) 「1 はじめに一主張の概要」について  
認否の限りでない。
- (2) 「2 複数国籍発生の理由」について
- ア 「(1) 「国内管轄の原則」と複数国籍の発生」について  
おおむね認める。
- イ 「(2) 国籍唯一の原則」について
- ア 「ア」について  
第一段落についてはおおむね認め、第二段落については認否の限りで  
ない。
- イ 「イ」について  
認否の限りでない。
- ウ 「(3) 国内管轄の原則と国籍唯一の原則との関係—複数国籍の発生は不  
可避であり、複数国籍の完全な解消は不可能であること」について
- ア 「ア」から「ウ」までについて  
認否の限りでない。
- イ 「エ」について

第一段落及び第二段落については認否の限りでなく、第三段落については争う。

(ウ) 「オ」について

原告が指摘する資料に原告が引用する内容の記載があることは認める。

(エ) 「カ」について

原告が指摘する資料に原告が引用する内容の記載があることは認める。

(オ) 「キ」について

第一段落第一文については認め、第一段落第二文については認否の限りでない。

第二段落については争い、第三段落については認否の限りでない。

(カ) 「ク」について

原告が指摘する資料に原告が引用する内容の記載があることは認め、その余は認否の限りでない。

(キ) 「ケ」及び「コ」について

争う。

(3) 「3. 複数国籍の是非を論じることの必要性」について

ア 「(1) 「複数国籍の防止解消」が具体的に意味するもの」について  
認否の限りでない。

イ 「(2) 「国籍の重要性」」について  
「ア」については認め、「イ」から「オ」までについては認否の限りでない。

ウ 「(3) 日本国籍を喪失させることの重大性」について  
争う。

エ 「(4) 「アイデンティティとしての国籍」に対する被告の批判と反論」について

認否の限りでない。

(4) 「4 「複数国籍の弊害」について

ア 「(1) 弊害の内容についての具体的な検討の必要性」について

認否の限りでない。

イ 「(2) 外交保護権の衝突」から「(8) 「複数国籍の弊害」についてのまとめ

までについて

争う。

(5) 「5 現行国籍法における複数国籍の防止解消制度の概要」について

ア 「(1) 検討の必要性」について

認否の限りでない。

イ 「(2) 複数国籍の発生をもたらす制度」及び「(3) 複数国籍の発生を防止

する制度」について

おおむね認める。

ウ 「(4) 一旦発生した複数国籍を解消する制度—国籍選択制度(法14条)」

について

(ア) 「ア」及び「イ」について

おおむね認める。

(イ) 「ウ」について

原告が指摘する資料に原告が主張する内容の記載があることは認め

る。

(ウ) 「エ」について

争う。

(6) 「6 国籍法の「複数国籍の防止解消」という立法政策のまとめ」について

ア 「(1)」について

「ア」については認め、「イ」及び「ウ」については争う。

イ 「(2)」について

原告が指摘する衆議院法務委員会における政府委員の答弁に原告が引用する内容の記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

(7) 「7 我が国における複数国籍者の増加傾向」について

(ア) 「ア」から「オ」までについて

「ア」ないし「ウ」について、原告が指摘する衆議院法務委員会における政府委員の答弁に同趣旨の記載があることは認める。

「エ」は不知、「オ」の令和3年度の国籍喪失届、国籍選択届、外国の国籍喪失届及び国籍離脱届の件数は認める。

(イ) 「カ」について

否認ないし争う。

7 「第7 法11条1項の立法目的「複数国籍の発生防止」の具体的内容の検討」について(訴状・61ないし66ページ)

(1) 「1 はじめに一主張の概要」について

第一段落については認め、第二段落については認否の限りでない。

(2) 「2 法11条1項の制度から見た「複数国籍の発生防止」という立法目的の具体的内容」について

国籍法11条1項が、日本国籍を保持したいとの本人の意思に関わらず適用されるものであることは認め、その余は認否の限りでない。

(3) 「3 法11条1項の制定の経過から見た「複数国籍の発生防止」という立法目的の具体的内容」について

争う。

(4) 「4 小結」について

争う。

(5) 「5 現行国籍法の「複数国籍防止解消政策」と法11条1項の「複数国籍の発生防止」という立法目的との間の齟齬、あるいは現行法における法11条1項の異質性」について

ア 「(1)」について

第一文ないし第三文は認め、その余は認否の限りでない。

イ 「(2)」及び「(3)」について

争う。

8 「第8 法11条1項の憲法22条2項適合性」について(訴状・66ないし78ページ)

全体として争う。

9 「第9 憲法10条による立法裁量の逸脱」について(訴状・78ページ94ページまで)

全体として争う。

10 「第10 憲法14条1項違反」について(訴状・94ないし122ページ)全体として争う。

11 「第11 法定代理人による外国国籍の志望取得に法11条1項は適用されないこと、及び法定代理人による外国国籍の取得に法11条1項を適用することは憲法14条1項に違反すること」について(訴状・122ページないし132ページ)

全体として争う。

12 「第12 原告の法定代理人が外国国籍を取得する意思を有していなかった本件において原告に国籍法11条1項は適用されないこと」について(訴状・132ないし139ページ)

全体として争う。

13 「第13 結論」について(訴状・139ページ)

争う。

## 第2 本件訴訟に至る経緯

### 1 特別養子縁組

原告は、平成 年 月 日、日本人として出生し、平成 年 月 日、民法817条の2による裁判確定によりイギリス人

(以下「原告養父」という。)を養父、日本人 (以下、「原告養母」という。)を養母とする特別養子縁組が成立し、同月 日に 年 月 日に縁組の届出をした(甲1)。

## 2 イギリス国籍の取得

原告養親は、原告のイギリス市民登録の申請を行い、イギリス国務長官は、平成 年 月 日、1981年イギリス国籍法第3条第1項の規定により、原告をイギリス市民として登録した(甲2)。

## 第3 被告の主張等

### 1 国籍法11条1項の立法目的が合理性を有すること等について

#### (1) 国籍の意義及び機能

##### ア 国籍の意義

国籍とは、個人が特定の国家の構成員たる資格であり、しばしば、個人を特定国家に所属させる法的紐帯又は法的関係ともいわれる(乙1・237ページ)。

すなわち、今日の国際社会は、①一定の人民、②一定の領域及び③統治機構を不可欠の構成要素とするところの主権国家から成り、個人は、国籍を有することによって、かかる国民共同体としての国家の構成員となり、国民主権国家にあっては主権(統治権)の主体となると同時に、当該国家の統治権に服する客体ともなる(乙1・237ページ、乙2・136ページ)。

##### イ 国籍の機能

国際法や国内法では、国籍に基づいて各種の法律効果が発生するとされることがあり、このことは国籍の機能と説明される。

##### (ア) 国際法領域における国籍の機能

国際法上、各国は、国際法による規律・制限がない限り、その領域において(領域主権)、また、その国民に対して(対人主権)、原則として、立法、行政及び司法の国内法の作用を通じて、他国の介入なく、自由に統治することができる「国内管轄権」を有するものとされる(乙3・139ページ)。そして、ある国の対人主権の及ぶ個人が外国の領域主権の下にある場合には、国際法上の規律・制限として、国籍国の当該外国に対する権利・義務が認められる場合があり(国籍国が当該外国に対して有する権利の例として、外交手続を通じて当該自国民の保護・救済を要求する「外交保護権」があり(乙3・311ページ)、当該外国に対して負う義務の例として、自国民の引取義務がある(乙3・327ページ))国籍は、これら国家間の権利・義務の基準となる機能を有することになる。

#### (イ) 国内法領域における国籍の機能

国籍は、国内法上も、各種の権利・義務の享有・負担の基準とされている。そして、国籍の有無による法的地位の差異は、それぞれの立法目的により定められている。

国籍の有無により影響を受ける権利・義務関係としては、①個人が国家に対して有する権利(出入国・居住の権利、参政権、公職就任権、各種財産権や社会保障上の諸権利等)、②国民が国家に対して負う義務(兵役義務、納税の義務、刑法の国外犯等)、③涉外関係における私人間の権利・義務(国際私法上、国籍が連結点(準拠法の選択の基準)となるため)があり、国籍は、これら個人の権利・義務について、内外人を区別する機能を有している。

#### (ウ) 小括

以上のとおり、国籍とは、国家の構成員たる資格であり、国家の主権者たる地位ないし権利と共に国家の統治権に服する地位ないし義務を併

せ持つ重要な資格であって、個人にとっては、国家に対する各種権利の源泉であると共に各種義務を負担する根拠となるものである。換言すれば、国籍とは、国家と個人とが相互に権利を有し義務を負担することになる法的きずなであって、いかなる要素(地縁、血縁等)をもって国家と個人との結合と捉え、当該個人の国籍の得喪を決定するかは、各国ごとの管轄事項と位置づけられるものである。

## (2) 国籍立法に関する基本理念、立法主義ないし諸原則

国籍は、上記(1)アのとおり、主権国家の構成員たる資格という性質を有し、同イのとおり、これに種々の国内法的な法律効果が結びつけられていることから、国際法上、各国は、国内法において自由に国籍の得喪に関する定めをすることができるのが原則である。各国の国籍法は、同一ではないものの、下記のとおり、いくつかの共通する基本理念や立法原則、諸原則を見いだすことができる。

### ア 各国が国内法令において自由に国籍の得喪を定めるとされていること(国内管轄の原則)

一般に、共同体が何人をもってその構成員とするかは、共同体そのものの存立に関わることであるから、各共同体が構成員の資格要件を自主的に決定し得ることは、共同体構成の基本原則ともいうべきものである(乙4・95ページ)。また、国籍には、上記(1)イのとおり、種々の国内法的な法律効果が結びつけられている。そのため、相互に対等な主権国家の存在を前提とする国際法上、国籍の決定は各国の国内管轄事項に属するものとされている。これにより、各国は、国際法の制約を受けることなく、国内法で自由に国籍の得喪を定めるとともに、ある国家が他国の国籍の得喪に介入することはできないとされる(乙1・248ページ)。

各国は、その国の成立の沿革、歴史的伝統、社会的・経済的事情、置かれた国際的環境等の諸般の要因を考慮して国籍の得喪要件を定めているか

ら、国籍立法には種々様々なものがある(乙1・249、250ページ)。

これを我が国の国籍法制についてみると、憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定し、これを受けて、国籍法は、日本国籍の得喪に関する要件を規定している。憲法10条の規定は、先に述べたとおり、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量に委ねる趣旨であると解される(最高裁平成20年6月4日大法廷判決(最高裁判所裁判集民事228号101ページ。以下「最高裁平成20年大法廷判決」という。)、最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決(民集69巻2号265ページ。以下「最高裁平成27年判決」という。)参照)。

#### イ 人は必ず唯一の国籍を持つべきことが理想とされていること(国籍唯一の原則)

上記アのとおり、国籍の得喪に関する立法は、各国の専属的国内管轄事項とされており、国籍立法の多様性の必然的結果として、一方においては、一個人が同時に二以上の国籍を有する場合が生じ、他方においては、個人がいずれの国の国籍をも有しない場合が生じ得ることになる。

重国籍者についてみると、二以上の国家に所属するため、国家が国民に対して有する対人主権が重複して及ぶこととなり、外交保護権の衝突等により国際的摩擦が生じるおそれがある。また、国家は、自国民に対し、兵役義務、納税の義務等を課し得るが、重国籍者はその所属する各国からの義務の履行を要求され、その義務が抵触する事態も生じ得る。さらに、重国籍者は、関係国間の通報制度がない限り、その属する各国において別個の氏名により国民として登録されることも可能であり、別個の旅券を行使し得るから、個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては、適正な

入国管理が阻害され、重婚を防止し得ないという事態も生じ得る。

他方、重国籍者は、その属する各国において国民としての権利を与えられ、複数の本国に自由に往来居住し、各々の国で社会保障の利益、経済活動の自由を享受し得ることになるが、それは単一の国籍のみを有する者には与えられていない利益であり、保護に値する利益とはいえない。

以上のような理由から、「人はいずれかの国籍を有し、かつ、一個のみの国籍を有すべきである。」という「国籍唯一の原則」は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、今日まで国際的に承認されている(乙1・248ないし252ページ)。

この点につき、東京地裁平成24年3月23日判決(判例タイムズ1404号106ページ。以下「東京地裁平成24年3月判決」という。)も、「国籍唯一の原則」が国籍の存在意義から当然導かれる原理又は国籍立法のあるべき姿であることを前提とする判示をしている。

ウ 個人の自由意思を尊重すべきことも限定的ながら一つの理想とされていること(国籍自由の原則)

国家は個人の意思に反して自国の国籍をこれに強制すべきでないとする「国籍自由の原則」も、国籍立法における一つの理想とされており(乙1・252、253ページ)、我が国の憲法も、国籍離脱の自由を規定している(憲法22条2項)。

もっとも、国籍は単に個人の自由意思に係るものではなく、個人の意思に基づいて国籍を取得する場合にも、また、これを離脱する場合にも、国民共同体の構成員の資格を面するという国籍の本質に由来する一定の条件が存することはいうまでもなく、むしろ、国籍の得喪の大部分は、個人の自由意思とは無関係に行われるものであって、我が国のように、国籍離脱の原則を無制限に保障する法制は、むしろまれとされており、国籍の得喪のあらゆる場面において個人の意思を尊重することが国籍立法の理念とし

て承認されているということとはできない(乙1・253ページ)。

**エ 我が国の国籍法は、重国籍防止と国籍自由の原則を基調としていること**

我が国の国籍法は、重国籍の防止を基調としており、重国籍者は無条件で日本国籍を離脱し得るものとし(国籍法13条)、自己の志望により外国の国籍を取得したときは、日本国籍を失うものとする(国籍法11条1項)とともに、国籍留保の制度(国籍法12条)、国籍選択の制度(国籍法11条2項、14条ないし16条)を採用し、外国人が日本に帰化するには、原則として、従来<sup>の</sup>国籍を失うべきことを条件としている(国籍法5条1項5号、2項)。

また、国籍自由の原則から、憲法及び国籍法で国籍を離脱する自由が保障され(憲法22条2項、国籍法13条)、さらに、国籍離脱の自由の一場面として、国籍法11条において国籍変更の自由が認められている。

**(3) 国籍法11条1項の立法目的及びその合理性**

**ア 国籍法11条1項の規定について**

(7) 国籍法11条1項は、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定しており、①国籍変更の自由を認めるとともに、②国籍の積極的抵触(重国籍の発生)の防止を目的としたものである(乙1・363ページ)。

そして、「自己の志望によつて」外国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたものである。かかる日本国籍の喪失は、国籍離脱(国籍法13条)のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果ではなく、志望による外国籍の取得によって自動的に生じる効果であると解される。

すなわち、国籍法11条1項の立法趣旨は、①国籍変更の自由を認め

るとともに、②国籍の積極的抵触(重国籍の発生)を防止するために、自己の志望により外国籍を取得したときは、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきものとして、当然に日本国籍を喪失させることにある。換言すれば、同項の規定により国籍の喪失という効果が生じるためには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解されるのであって、同項は、そもそも、外国籍取得に係る意思のほか日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず、かかる制度設計は、国籍の積極的抵触(重国籍の発生)の防止の観点からも合理性を有するものである。

この点について、東京地裁平成28年6月24日判決(判例秘書登載[判例番号L07131561])は、「国籍法11条1項は、『日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。』と規定している。同項が設けられた趣旨は、①国籍離脱の自由を保障する憲法22条2項の規定を受けて、国籍離脱の自由の一場合として、自己の志望によって外国籍を取得する自由を認める必要があること、②自己の志望により外国籍を取得したときには、二重国籍の発生を防止するためにも、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、外国籍を取得することによって当然に日本国籍を喪失させることが相当であることにあると解される。上記の趣旨に照らすと、国籍法11条1項の規定により国籍を喪失するという効果を生じるには、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないと解され、このような解釈は、従前の国籍喪失を帰化の条件とする国への帰化の途を塞がないようにして外国籍取得の途を確保するという点で、上記①の憲法の規定の趣旨にも沿うものということができる。」と判示している。また、東京地裁令和3年1月21日判決(判例秘書登載[判例番号L07630059]。以下「東京地裁令和3年1月判決」という。)も、

「国籍法11条1項の立法目的は、①重国籍の発生を可能な限り防止しつつ、②国籍変更の自由を保障するというものであって、両者は相互に密接に関連したものであるといえる。」と判示している(東京地裁令和3年2月18日判決(判例秘書登載 [判例番号L07630405]。以下「東京地裁令和3年2月判決」という。なお、当該判決はその控訴審(東京高裁令和4年11月10日判決(令和3年(行コ)第64号事件))においても維持されている。)も同様の判示をしている。)

(イ) また、「自己の志望によつて」とは、国籍変更の自由を保障する趣旨であり、帰化による外国籍の取得に限られず、国籍の回復、届出による国籍取得、国籍申告等、その名称いかんにかかわらず、本人の外国籍取得を希望する意思行為に基づき、直接外国籍を取得するもの(志望取得)を広く指す。これは、外国人の婚姻等の身分行為に伴う当然の外国籍の取得(当然取得)と対置される概念であり、単なる身分行為に伴う外国籍の取得によっては日本国籍を失わないことを示したものである(乙1・364ページ)。

なお、国籍変更の自由を保障する趣旨から、外国籍を取得する者の主観的な事情による日本国籍の喪失の効果への影響については、抵抗し難い程度の強迫を受けて帰化の申請をした場合のように、実質上外国籍の取得が自己の意思に基づくものと認め難い場合には、単に取り消すことができる(民法96条1項)のではなく、そもそも、「自己の志望」による外国籍の取得には該当しないこととされ、日本国籍を喪失することはない(終戦後のソ連占領下での樺太における事例として、札幌家裁室蘭支部昭和39年3月31日審判(ジュリスト399号133ページ)、旭川家裁昭和41年3月30日審判(家庭裁判月報18巻10号72ページ)がある。)

他方で、日本の国籍を喪失すると知っていれば外国籍の取得を申請し

なかった場合のように、法律の不知があったとしても、「自己の志望」により外国籍を取得した場合に当たり、日本国籍を喪失する(乙1・364、365ページ)。

#### イ 国籍法11条1項の立法目的の合理性

国籍法11条1項の立法目的(①国籍変更の自由を認めること、②国籍の積極的抵触(重国籍の発生)を防止すること)には、次のとおり、合理性がある。

##### (ア) 「国籍変更の自由を認める」という立法目的が合理性を有すること

上記(2)ウのとおり、国家は個人の意思に反して自国の国籍をこれに強制すべきでないとする「国籍自由の原則」も、国籍立法における一つの理想とされており、我が国においては憲法22条2項で国籍離脱の自由が規定され、その国籍離脱の自由の一場面として、国籍変更の自由を認めているものである。

そして、上記ア(イ)のとおり、国籍変更の自由を保障する趣旨から、「自己の志望によって」とは、外国籍を希望する意思行為に基づき、直接外国籍を取得するもの(志望取得)を広く指し、単なる身分行為等に伴う外国籍の取得によっては日本国籍を失わないとされ、また、実質上外国籍の取得が自己の意思に基づくものと認め難い場合には、そもそも「自己の志望」による外国籍の取得には該当しないこととされ、日本国籍を喪失しないとされている。

以上によれば、国籍変更の自由を認めるという立法目的が合理性を有することは明らかである。

##### (イ) 「重国籍の発生防止」という立法目的が合理性を有すること

上記(2)イのとおり、国籍の積極的・消極的抵触は、個人の利益保護の見地及び国際協調主義の見地のいずれからみても避けるべき事態であることから、国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当然導かれる原理

ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた国籍概念の本質的な考え方である。

そして、重国籍であることが常態化することは、国家と国家との間、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務に重大な矛盾衝突を生じさせるおそれがあるのであって、できる限り重国籍を防止するという理念は、合理的なものであり(東京地裁平成24年3月判決)、東京地裁平成24年3月判決の上告審である最高裁平成27年判決も、国籍法12条について、「国籍法は、(中略)実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、内国秩序等の観点から弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的として、12条において、日本国籍の生来的な取得の要件等につき、日本で出生して日本国籍との重国籍となるべき子との間に(中略)区別を設けることとしたものと解され、このような同条の立法目的には合理的な根拠があるものといえることができる。」と判示している。

さらに、東京地裁令和3年1月判決は、「重国籍が常態化した場合には、国家間の外交保護権が衝突し、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務に矛盾衝突を生じさせるおそれがあるから、できる限り重国籍を防止し解消させるべきであるという理念は合理性を有するものといえる。そして、国籍法11条1項は、重国籍の発生をできる限り防止しつつ、憲法22条2項により保障される国籍離脱の自由の一場面として外国籍への変更を認めることにより、国籍変更の自由を保障したものであるから、その立法目的は合理的であるといえることができる。」と判示し、東京地裁令和3年2月判決も同様の判示をしている。

加えて、国籍唯一の原則は、現在も、一部の主要国を含む相当数の国において維持されている。

以上によれば、重国籍の発生の防止という立法目的が合理性を有する

ことは明らかである。

(4) 国籍は国家の構成員としていかなる要件を具備することを要求すべきかの問題であること

ア 国籍は国家の構成員となるための資格であること

(7) 上記(1)アでも述べたとおり、国籍は国家の構成員となるための資格であって、いわば包括的な身分というべきものである。この身分に基づいて当該個人とその属する国家との間に、時々の実定法に基づき、各種の権利義務やその他の法律関係が生ずることとなるが、この身分それ自体は、一般的には、出生の事実によって生ずる親子関係(血統主義の場合)や出生地との間の地縁関係(生地主義の場合)に基づいて当然に生ずるのであって、個人と国家との間の合意によって生ずるものではない。また、国籍が国家と個人との間の合意によって取得される例外的な場合(その典型的なものとして帰化がある。)においても、他の種類の共同体(例えば私法上の法人)に対する加入の条件とは著しく性質を異にした条件が要求される。

(1) もとより、特定の国家の国籍を有する個人と当該国家との間に生ずる具体的な法律関係は、国籍という概念そのものから直ちに導くことはできず、その詳細は当該国家の国内法制によって決定されるべきものである。

しかし、個人が当該国家の国籍を有する限りにおいて、このような具体的な法律関係の淵源たる当該国家の永続的で属人的な統治権に服することは、国籍概念に共通する理解であって、個人は、ある国家の国籍を保有することにより、所属する国家の領域内にあるかどうかにかかわらず、所属する国家の統治権に服することになるのであり、これが正に国籍の本質的屬性というべきものである。

ちなみに、個人は外国の領域内に滞在する場合には、滞在する国家の

法に服従しなければならないこともまた自明のことではあるが、それは、当該国家の領土主権の効果であり、この義務は一時的に領域内に滞在する間に限定される。この意味において、領土主権に服するという事は、国籍を有する国との間の永続的で属人的な服従関係とは、その本質を異にする(乙1・238ページ、乙4・76ないし78ページ)。

(ウ) 以上に述べた国籍の考え方を我が国の国籍に即して言えば、日本国民は、日本国の構成員であって、日本国憲法における人権享有主体となり得るとともに、国権の淵源であり、国権に対し、主体としての地位に立つものであるが、その一方で、このような日本国民は、日本国の統治権に服し、日本国が定めるところによる各種の義務を負うことになる。我が国の憲法を眺めてみても、憲法は、単に人権規定のみによって構成されてはおらず、そこには、同時に、納税の義務、教育の義務、勤労の義務が定められているのであり、これも、国民が日本国の人権享有主体であると同時に主権者たる地位にある一方で、日本国民として果たすべき義務があることを国家の側から求めていることのあらわれにほかならない。また、日本国が国民に課する義務は、こればかりに限られない。例えば、我が国においては、一定の犯罪を、日本国民が日本国外で犯したときにおいても、我が国の刑法を適用するとの積極的属人主義を採用している(刑法3条)ことも、国家刑罰権に服せしめるという意味で、義務の一態様と理解することができる。

他方、我が国は、国民に対し、種々の義務や負担を課する反面として、その統治権に服する者に対して、積極的に人権の享有主体性を認め、主権者として国政に参画させる権利を保障し、自国民を保護するために外交保護権を行使し、あるいは、日本国民が海外渡航をする際には、その者のために旅券を発給して、その者の国籍その他の身分事項を公証し、渡航先の外国官憲に対し、保護要請をし、更にはその引取りを保証する

ことが義務付けられることになると解される(乙5・164ページ)。

ところで、外国人と国民との間で保障されるべき権利利益の内実は差違がなくなってきたところであるが、例えば、参政権や生存権のように、「権利の性質上」、外国人に対し、日本人と同一の内容の権利を当然には付与することができない場面も現に存在する。それは、我が国との法的紐帯という観点からすると、日本国の永続的な統治下にある日本国民と、我が国に滞在する間に限ってその領土主権に服するにすぎない外国人とでは、基本的な立場を異にするという事情が存在するからにほかならない。

(E) このように、国籍とは、何人に日本国の主権者たる地位を与え、他方で、何人を日本国の統治権に服する立場に立たせるのかの要件を画定する問題である。国籍要件の画定に際しては、国家と国民とのなにかの結合点を求めなければならないところ、各国は、その国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事実、国際社会の状況等の諸般の要因を考慮してその結合点を求め、国籍の得喪要件を定めている。

イ 国籍を個人の権利義務の問題としてのみ捉える考え方は誤りであること  
上記(1)アで述べたような国籍の意義からすれば、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題として捉えれば事足りるというものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるのかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題であるといふべきである。

2 国籍法11条1項が憲法10条に反し違憲であるとの原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張の要旨

原告は、国籍の喪失という国籍法11条1項の法的効果が重大であること、重国籍により発生する弊害はいずれも法的問題であり司法が検討すべきもの

であること、重国籍の発生は国籍法上予定されているものであることに鑑み、憲法10条は、他の立法に比べて国籍立法に関する立法裁量が特に広範であることを根拠付けるものではないと主張する。

そして、原告は、本人の意思に関わらず国籍を喪失させるという国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由の保障という立法目的の実現との関連が不明である上、重国籍の発生を広く認めた上で事後的に本人の意思に基づき重国籍を解消するという国籍法の立法政策並びに重国籍を重要視しない国籍実務及び社会情勢に比べ過剰であり、立法目的の達成手段として合理性を欠くため、憲法10条による立法裁量を逸脱すると主張する(以上について、訴状・78ないし94ページ)。

## (2) 憲法10条は、国籍喪失につき広範な立法裁量を認めていること

上記1(2)アで述べたとおり、国籍の得喪要件をどのように定めるかは各々の主権国家における自主的な判断に委ねられている。

この点について、最高裁平成27年判決は、「憲法10条の規定は、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される」として、上記と同様の判示をしている。また、国籍の性質上、国家と国民との関係をどのように定めるかは各国の立法府の裁量判断に委ねられていることに照らせば、憲法10条が国籍喪失の要件に係る法律への委任の範囲を限定していると解すべき根拠はない。

## (3) 国籍法11条1項は、その立法目的と手段との関連性の観点から合理性を欠くものとは認められないこと

上記1(3)ア(7)で述べたとおり、日本国籍を有する者が自己の志望により外国籍を取得した場合には、日本国籍を喪失させることとしなければ、その

者は必ず重国籍者となるのであるから、国籍変更の自由を認めつつ、自己の志望による外国籍の取得によって、重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じる弊害あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するために、外国籍を取得した段階で、その者の日本国籍を喪失させ、その者が重国籍の状態に至るのを防ぐことが合理的である。

また、上記1(2)エで述べたとおり、国籍法は重国籍の防止を基調としており、複数国籍の発生を認めなければ無国籍となる場合又はその発生防止が困難である場合等に例外的に複数国籍の発生を容認しているにすぎず、国籍法は複数国籍の発生を認めた上で本人の選択によりこれを解消するといった立法政策に立脚しているものではない。

#### (4) 小括

したがって、自らの志望により外国籍を取得した者について日本国籍を喪失させるという国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由を認めるとともに重国籍の発生を防止するという同項の立法目的達成の手段として合理的であり、国籍法11条1項が憲法10条に反して違憲であるとの原告の上記(1)の主張は理由がない。

### 3 国籍法11条1項は憲法22条2項に反し違憲であるとの原告の主張は理由がないこと

#### (1) 原告の主張の要旨

原告は、①憲法22条2項が国籍離脱の自由を保障する趣旨から考えると同項は「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているというべきであること、②憲法21条1項は「表現しない自由」を、及び憲法20条1項は「信仰を強制されない自由」を保障しているため、憲法22条2項の文言は「国籍を離脱しない自由」の保障を否定しない、③憲法22条2項は重国籍を前提とするものであるため、重国籍防止を理由に日本国籍を喪失させることは許されないとして、国籍法11条1項は憲法22条2

項に違反すると主張する(訴状・66ないし78ページ)。

(2) 憲法22条2項は「日本国籍を離脱しない自由」を保障するものではないこと

ア 原告が主張する権利の内実は、重国籍を保持する利益であり、これを保障する必要があるとする原告の主張(上記(1)①の主張)は理由がないこと  
原告の上記(1)①の主張を前提とすると、日本国籍を有する者は、自己の志望により外国籍を取得しても、その意思に反して日本国籍を失わない権利が憲法上保障されているということとなり、当該外国籍に加えて、日本国籍をも保持することとなり、原告が主張する権利の内実は、重国籍を保持する利益と同義となる。

そうすると、二つ以上の国籍国のいずれにおいても、主権者たる地位を与えられ、旅券の発給を受け、参政権を行使し、居住の権利、出入国の権利が保障され、社会保障を受け得る地位を取得し、それらの国により外交保護権によって庇護を受けるという立場を取得する利益があるということになるが、このような便益を求める関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とはあまりにもかけ離れている。

上記1(4)で述べたとおり、いかなる者を国家の一員に帰属させるかという国籍の得喪の問題はその者と国家との結合関係をどのように把握するかという問題であって、その者が受けることができる便益のみを考慮して決まるものではない。

原告の上記(1)①の主張は、上記の国民と国家との結合関係を考慮しないものであり、理由がない。

イ 憲法22条2項は、その文言上「国籍を離脱しない自由」の保障を否定していないとの原告の主張(上記(1)②の主張)は理由がないこと

国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由や信仰の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記2(1)で述べたような広範な立法裁量の

もとに定められた国籍制度を前提とする利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益は、表現の自由や信仰の自由などの前国家的な権利の制約による不利益と比較すると、限定的である。しかも、国籍法11条1項は、自己の志望により外国籍を取得した場合に限って日本国籍を喪失するというにとどまるのであり、同項が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」、すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。

以上のとおり、国籍の得喪に起因する利益について、表現の自由や信仰の自由と同例に考えることはできず、憲法上、表現しない自由や信仰を強制されない自由が保障されるとしても、「国籍を離脱しない自由」が保障されるということにはならない。

この点について、最高裁平成27年判決の最高裁判所調査官解説においても、「国籍保持権なる権利の具体的内容は判然としないところ、憲法上は、10条で国民たる要件は法律で定めるとして特段の要件を規定せず、また、22条2項で国籍離脱の自由を定めるにとどまっており、日本国籍を取得・保持する権利が保障されているか否かについて条文上これを明らかにしていない。(中略)憲法13条の射程が国籍という国家の裁量の下に付与する地位につき及び得ると解すべき法的根拠に乏しい」(甲37・138ページ(注23))と指摘されている。

したがって、原告の上記(1)②の主張は理由がない。

**(3) 憲法22条2項は重国籍を前提とするものではないこと**

上記1(2)イで述べたとおり、「国籍唯一の原則」は国籍の存在意義から当然導かれる原理又は国籍立法のあるべき姿であり、憲法22条2項が重国籍を前提とするとの原告の上記(1)③の主張は理由がない。

**(4) 小括**

したがって、国籍法11条1項が憲法22条2項に反して違憲であるとの原告の上記(1)の主張は理由がない。

#### 4 国籍法11条1項は憲法14条1項に反して違憲であるとの原告の主張は理由がないこと

##### (1) 原告の主張の要旨

ア 原告は、①国籍立法に関する立法裁量は限定的であり、また、立法裁量の広狭により憲法14条1項の適合性が決まるものではないとした上で、立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反する、②国籍法11条1項が、日本国民という重要な法的地位を本人の意図又は認識と無関係に喪失させることから、憲法14条1項に適合するか否かの判断には慎重な検討を要するとして、最高裁昭和48年4月4日大法院判決(刑集第27巻3号265ページ)及び最高裁平成20年大法院判決を引用し、目的の達成のために要件が過剰である場合には、立法目的と手段の合理的関連性は認められないと主張する(訴状・100ないし106ページ)。

イ そして、原告は、国籍法が、①当然取得によって外国籍を取得した日本国民、②生来的に外国籍を取得した日本国民及び③日本国籍を志望取得した外国人には重国籍となることを認め、その後に日本国籍と外国籍の選択の機会が与えられ、その選択によっては選択後も重国籍の状態が継続し、日本国籍を保持し続けることをも国籍法が認めているにもかかわらず、国籍法11条1項に基づき自己の志望により外国籍を取得した日本国民のみが、外国籍の取得と同時に本人の意思を無視してでも日本国籍を喪失するという差別的取扱いを受けており、当該区別には立法目的と合理的関連性がなく、国籍法11条1項は憲法14条が保障する法の下での平等に反し、無効である旨主張する(訴状・108ないし122ページ)

(2) 原告の主張する違憲審査基準に係る主張(上記(1)アの主張)は理由がないこと

上記2(2)で述べたとおり、憲法10条は、国籍の得喪に関する要件について、立法府の合理的な裁量判断に委ねざるを得ないため、広範な立法裁量を認めており、その区別と立法目的との間に合理的関連性が認められないとされる場合は限定される。

また、後記(3)で後述するとおり、国籍法11条1項は、「自己の志望によつて」外国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものである。国籍法11条1項により日本国籍を喪失する際には、日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識は要件とされていないが、本人の外国籍を取得する意思が介在しているため、国籍法11条1項は本人の意思ないし認識と全く無関係に日本国籍を喪失させるものではない。

したがって、原告の上記(1)アの主張は理由がない。

(3) 国籍法11条1項による区別とその立法目的との間に合理的関連性が認められること

ア. 目的や趣旨の異なる制度と単純に比較することが誤りであること

上記1(3)で述べたとおり、国籍法11条1項は、「自己の志望によつて」外国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり、その反射的効果として日本の国籍を失うとしたものであって、上記(1)イ①ないし③の場合とは、そもそも制度目的及び趣旨が異なるものである。

したがって、国籍法11条1項の場合と上記(1)イ①ないし③の場合において、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であり、これらを比

較することによって同項が合理性を欠くということになるものではない。

この点について、最高裁平成27年判決及び令和3年2月判決も同様の判示をしている。

イ 上記(1)イ①ないし③の場合と比較したとしても、取扱いの差に合理性が認められること

(7) 当然取得によって外国籍を取得した日本国民との区別(上記(1)イ①)

当然取得により外国籍を取得した場合、外国籍の取得には本人の意思が介在していないから、当該外国籍の取得をもって直ちに国籍法11条1項のように日本国籍を失うこととすると、何ら本人の意思を介在させることなく日本国籍を失わせることとなってしまう。そこで、外国籍を当然取得した者に対しては、ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、重国籍を解消することが相当であるとされたものである。

一方、自己の志望により外国籍を取得した場合、国籍取得の段階で本人の意思が介在しているため、当然取得に見られる上記のような不都合は存在しない。

したがって、当然取得によって外国籍を取得した日本国民と自己の志望によって外国籍を取得した日本国民との間に取扱いの差を設けることについて合理性があることは明らかである。

(4) 生来的に外国籍を取得した日本国民との区別(上記(1)イ②)

ある個人が、血統主義を採用する外国の国籍を有する者とその配偶者である日本国民から生まれた場合においては、父母の国籍が異なるため法律上当然に重国籍が生じる。また、日本国民を少なくとも一方の親として生地主義を採る国で生まれた場合においても、当然に重国籍が生じる。そして、上記のいずれの場合においても重国籍の発生について当該個人に責任がないことは明白である。

したがって、上記のように、出生により生来的に外国籍を取得した日本人は、自らの意思にかかわらず外国籍を取得した日本人であり、そのような者に対しては、ひとまず重国籍が発生すること容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させることが相当であり、自己の志望によって外国籍を取得した日本国民との間に取扱いの差を設けることに合理性があることは明らかである。

(ウ) 日本国籍を志望取得した外国人との区別(上記(1)イ③)

国籍法3条又は17条1項の規定により日本国籍を取得した者は、日本国民を血縁上の親として出生した子であることを前提とするものであるところ、我が国の国籍法が父母両系血統主義を採用していることとの均衡上、日本国籍の取得の際に、重国籍防止要件を課していない(乙6・19ページ)。また、従来から有する外国籍について、その得喪の決定が各国の国内管轄事項であることからすると、一律に重国籍防止義務を課することは相当でないため、当該外国の法に、国籍法11条1項のような自国籍を当然喪失する旨の規定がない場合には、ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって、事後的に重国籍を解消させることとしたものである。

したがって、国籍法3条又は17条1項のように日本国籍取得前から外国籍を有する状態である場合と国籍法11条1項のように日本国籍取得後に外国籍を自らの意思で取得した状態である場合とで、重国籍防止の取扱いに差を設けることに合理性があることは明らかである。

また、国籍法5条2項は、帰化による重国籍は人為的なものであり、出生による重国籍に比べて重国籍防止の要請が強いことから、昭和59年の国籍法等の改正(同年法律第45号)により、改正前の国籍法4条5号(改正後の国籍法5条1項5号)を維持しつつ、国の国籍を失う意思が

あるにもかかわらず、当該外国人が属する国の法制上、帰化前に当該外国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときに、帰化を許可することができるとしたものである(乙6・19ページ)。

したがって、日本国籍を志望取得しようとする外国人は、まず、国籍法5条1項5号による重国籍防止条件を備えることが原則であり、国籍法5条2項による特別な事情が認められ帰化の許可がされた場合にも、日本の国籍を取得した以上、当該外国の国籍の離脱又は放棄が可能になったときは、本国の国籍を離脱又は放棄(国籍法14条2項)することにより、事後的に重国籍を解消させることとしたものであり、国籍法11条1項のように自己の志望によって外国籍を取得する場合とで取扱いに差を設けることに合理性があることは明らかである。

#### ウ 小括

以上のとおり、上記(1)イ①ないし③の制度の場面と国籍法11条1項の適用対象となる場面とでは、前提となる制度の目的や趣旨を異にするため、単純に比較すること自体が誤りであり、また、それらを比較したとしても、その取扱いに差が設けられていることに合理性があることは明らかである。

#### (4) 小括

したがって、国籍法11条1項が憲法14条1項に反して違憲であるとの原告の主張は理由がない。

### 5 未成年者がその法定代理人の行為により外国籍を取得した場合に国籍法11条1項の適用がないとの原告の主張は理由がないこと

#### (1) 原告の主張の要旨

原告は、国籍法11条1項が同法18条の対象となっていないことから、同法11条1項は、本人が未成年者の場合に、法定代理人ではなく未成年者

本人によって国籍の得喪について意思行為をすることを予定しており、未成年者が法定代理人の行為によって外国籍を取得する場合には、同法11条1項は適用されない旨主張する(訴状・122ないし126ページ)。

(2) 国籍法11条1項は、未成年者が法定代理人の意思行為により国籍の得喪に関する意思行為をすることを予定していること

本人が未成年者の場合において、その法定代理人が当該未成年者の国籍の得喪に関する意思行為を行うことが予定されていないとすれば、未成年者は、未成年者の意思行為による国籍の取得を認めていない外国の国籍を取得することができず、その結果、日本国籍の喪失も認められない、すなわち、未成年者に国籍法11条1項の立法目的である国籍変更の自由を認めないという不合理な結果が生じることとなる。

このような不合理な結果を回避するためには、むしろ、意思能力を欠く可能性の高い一定年齢に達しない者については、常に法定代理人が外国籍の得喪に関する意思行為を代理できるとするべきであり、東京地裁令和3年2月判決も同様の判示をしている。

したがって、国籍法11条1項は、未成年者が法定代理人の意思行為により国籍の得喪に関する意思行為をすることを予定しているとの原告の主張は理由がない。

なお、原告は、生来取得又は当然取得により重国籍となった未成年者には、国籍選択の履行期限を20歳までとして、本人自身による国籍選択の機会を保障しているにもかかわらず、外国籍を志望取得した未成年者にのみ、その機会を保障しないことは不合理な差別であり憲法14条に違反すると主張するが(訴状・128ないし132ページ)、上記4(2)及び(3)で述べたとおり、上記は不合理な差別とはいえず、憲法14条1項に違反しない。

(3) 小括

したがって、未成年者がその法定代理人により国籍の得喪に関する意思行

為をした場合には、国籍法11条1項は適用されないとの原告の主張は理由がない。

6 原告養親が外国籍を取得する意思を有していなかったことを理由として原告に国籍法11条1項は適用されないとの原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張の要旨

原告は、イギリス市民登録によって原告がイギリス国籍を取得し、日本国籍を喪失するおそれがあることを認識していなかったため、原告に国籍法11条1項は適用されないと主張する。

また、原告は、原告養親は、特別養子縁組の成立により原告がイギリス国籍を当然取得したと考えていたため、原告養親にはイギリス市民登録により原告にイギリス国籍を取得させる意思は認められないと主張する(以上について、訴状・132ないし139ページ)。

(2) 原告は、イギリス市民登録の手續において、イギリス国籍を取得する意思及び日本国籍を喪失するおそれの認識を有することを確認されていること

原告がイギリス国籍法第3条第1項に基づきイギリス市民として登録されるに当たり、原告養親は、当該登録に係る申請書を提出して申請していると考えられるところ、当該申請書には当該登録に関するガイドを読み理解したことを確認する欄があり(乙7の1及び2・いずれも2枚目)、当該ガイドにおいては、イギリス市民登録がイギリス国籍を取得するための手續であること及びイギリス国籍の取得により原国籍を喪失するおそれがあることが説明されている(乙8の1及び2・いずれも4、5枚目)。

したがって、原告養親は、イギリス市民登録の手續において、当該手續によって原告がイギリス国籍を取得すること及び原告が日本国籍を喪失するおそれがあることを理解していることの確認がされていたのであり、原告養親においてこれらの認識がなかったとの原告の主張は理由がない。

(3) 意思行為に基づき有効にイギリス国籍を取得したのであれば、特段の事情

がない限り、イギリス国籍を取得する意思があると認められること

通常、外国籍を取得する意思が欠けていたのであれば、そもそも有効に外国籍を取得することはなく、意思行為に基づいて外国の国籍を有効に取得したのであれば、外国籍を取得する意思があるというべきであるから、抵抗し難い強迫によって外国籍の取得を希望する意思行為をした場合のように、外国籍を取得する意思に基づくものであることを否定すべき特段の事情がない限り、外国籍を取得する意思があると認められ、令和3年2月判決においても同様の判示がされている。

本件について、原告養親は、原告のイギリス市民登録の申請を行い、イギリス国務長官は、平成〇〇年〇月〇日、1981年イギリス国籍法3条1項の規定により、原告をイギリス市民として登録したのであるから、イギリス国籍法上、原告が同日にイギリス国籍を取得したとして取り扱われているのであり、このことは原告のイギリス市民登録登録証からも明らかである(甲2)。

したがって、原告養親にはイギリス国籍を取得する意思があると認められる。

#### (4) 小括

以上によれば、原告養親は外国籍を取得する意思を有していなかったため原告には国籍法11条1項は適用されないとの原告の主張は理由がない。

### 7 原告のその余の主張も理由がないこと

#### (1) 外交保護権の衝突について

原告は、外交保護権の衝突を回避したいのであれば、単に外交保護権を行使しなければよく、これまで外交保護権の衝突という問題は発生しておらず、どのような場面や人物につき外交保護権の衝突が起こるか事前に予見することは不可能であるため、重国籍の防止又は解消により、外交保護権の衝突を回避する必要はないと主張する(訴状・49、50ページ)。

しかしながら、国家は当然に国民を保護すべき義務を負っているのであり、外交保護権の衝突を回避するために外交保護権を行使しなければよいということにはならない。

また、外交保護権が衝突する具体的な場面や人物を予測できないとしても重国籍の発生そのものを事前に防止・解消することは可能であるし、当該場面や人物が予測できないことと外交保護権の衝突の発生を事前に防止・解消するためのルールが不要であることとの関係も不明である。

## (2) 納税義務の衝突

原告は、日本の税制が納税義務者の国籍を根拠に課税する制度を採用していないことから、日本の現行法制度の下で、複数国籍発生を防止することにより回避できる納税義務の衝突は生じ得ないし、仮に日本が国籍を課税根拠とする法制度を採用したとしても、併せて二重課税の対策を取ればよいと主張する(訴状・50、51ページ)。

しかしながら、全ての国家が重国籍者に対する二重課税を避けるべく、調和的に租税立法を行うのでなければ、納税義務の衝突といった事態は避けられない。しかるに、そのような国家間の合意は容易になし得るものではないから、重国籍者に対する二重課税が重国籍の弊害であることには変わりがない。

## (3) 重婚のおそれ

原告は、重婚は、外国で成立した婚姻が日本人当事者の本籍地に届け出られず、その婚姻が戸籍に記載されていないという戸籍上の独身状態が利用されて、別の婚姻が成立してしまうことにより発生するものであり、婚姻の報告的届出が遅滞なくされれば防止できるのであり、複数国籍による弊害ではないと主張する(訴状51ページ)。

しかしながら、重国籍者については、各国において別個の氏名により国民として登録されることもあるため、仮に重婚となるような届出がされたとし

でも、個人の同一性が判断できないおそれがあり、重婚の発生を防止できない事態が生じ得る。

重国籍の発生が、このような重婚発生の要因の一つである以上、重国籍の弊害の一側面として重婚を論じることは当然である。

#### (4) 適正な出入国管理の阻害

原告は、日本国民に対する出入国管理は、出国及び入国の事実の確認並びに出国時・入国時に有効な旅券を所持することの確認にとどまっていることを理由に、入国拒否や国外への退去強制ができる外国人に対する出入国管理とは異なり、適正な入国管理が阻害されるという実害は生じないと主張する(訴状・51、52ページ)。

しかしながら、重国籍者が外国の旅券を使用して本邦から出国し、日本の旅券を使用して帰国した場合、出国及び入国をした者が同一人であることが確認されていなければ、出入国記録から当該重国籍者の出入国の事実が明らかにならず、適正な出入国管理が阻害される。

#### (5) 兵役義務の衝突

原告は、日本国憲法は徴兵制を禁止していることから、日本国籍と外国国籍の間で兵役義務の抵触が生じることはあり得ないと主張する(訴状・52ページ)。

しかしながら、重国籍国によっては、当該日本国民が、重国籍国の兵役義務の履行として、日本国に対し武力を行使するなどの事態が生じる可能性も否定し難いのであり、例えば、有事の際、日本国民が自衛権を行使する対象となった相手国(兵役義務を課している国)の国籍をも有している場合、その者は、相手国の兵役義務が課せられるため、我が国に対する武力行使に加担してその軍務に服したり、兵役に就かなくとも相手国の忠誠義務を履行したために当該武力行使を誘致し、相手国に軍事上の利益を与えたりすると、日本国民の国家に対する忠誠義務違反をその本質とする外患誘致・援助罪の刑

事責任を負うこととなり、反対に、これを避けようとするれば、相手国の兵役義務や忠誠義務に反することとなりかねない。

(6) 小括

以上のとおり、重国籍の弊害はない旨の原告の主張はいずれも理由がない。

8 結論

以上によれば、国籍法11条1項は憲法に違反するものではなく、また、原告は自己の志望によりイギリス国籍を取得したのであるから、国籍法11条1項により自動的に日本国籍を喪失している。

したがって、原告の請求には理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

以上